

## 資料 1

### 第 4 回会議での検討課題（事業者の権利と責務）について

#### 1 市民と事業者等を定義から分けた場合

##### 【考え方】

市民（自然人に限定する考え方）

市民 市内に住所を有する人，市内で働き，若しくは学ぶ人をいう。

事業者

- ・事業活動に限定する考え方（杉並区，\*文京区，大東市，八戸市，加賀市，四日市市）

\*文京区では，地域活動団体，非営利活動団体を別に定義

例)事業者 市内において、事業活動を行うものをいう。

事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。

- ・団体として定義（三鷹市，豊島区，米原市）

例)事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。

【対応案】「市民」（原案の中で太字で示しているところ）となっているところを「市民及び事業者等」などと書き換える。（なお，細字の「市民」は書き換える必要はない。）

【課題】 責務規定以外の部分では，自然人と団体の取り扱いが異なる部分は殆どなく，大半の「市民」を「市民及び事業者等」に変更するため，相当にくどく感じる。  
「市民主体」，「市民福祉」，「市民参画」，「市民協働」などの用語の市民とは，事業者等を含む概念として捉えているが，これをどうするか。  
「地域住民」の定義との関係をどうするか。

#### 2 市民の定義は，原案のまま（事業者等を含むもの）とするが，更に，「事業者等」を抜き出して定義する。

【対応案】「事業者等」を更に定義し，「事業者等」の責務規定を追加する。

【課題】 「事業者等」の責務規定を追加して，差別化するしくみがないというのはどうか。  
「事業者等」も協働の担い手として，積極的に市政に参画してもらいたいと考え  
るが，日本国憲法及び地方自治法において，事業者等を特定した自治のしくみは規定されていないこと，また，事業者等の責務を踏まえた自治のしくみ（市民と事業者を差別化するしくみ）を規定しなければ，市民の責務に更に事業者等に責務を追加することに対して，事業者等の理解が得られるか。（例えば，三鷹市の責務規定などは，「市民」に対しても言い得る事ではないか。明らかに市民と差別化すべき個別分野については，例えば環境基本条例や男女共同参画推進条例などの個別条例で規定しているが，ここで，事業者等を特定して責務を規定する理由を自治のしくみとの関連でどう説明するか。）

# (仮称)新潟市自治基本条例(検討箇所のみ抜粋)

## 第1章 総則

### 1 目的

この条例は、新潟市における自治の基本理念及び原則を示すとともに、市民の権利や責務、議会及び市長等の役割や責務を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治の確立を図ることを目的とします。

### 2 用語の定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ以下のとおりです。

**市民** 市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

**協働** 市民と市が対等な関係で、相互の立場や特性を理解し、目的を共有し、連携・協力することをいいます。

### 4 基本理念

市民及び市は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指します。

個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた、市民主体の市政を実現すること。  
地域の特性や独自性を尊重した地域自治を推進すること。

### 5 自治の基本原則

市民及び市は、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、自らを律し、自主的・自立的に行動するとともに、次に掲げる原則により、自治運営を行います。

市政に関する情報を共有すること。

市民参画の下で市政の運営を行なうこと。

協働して公共的課題の解決に当たること。

## 第2章 各主体の責務等

### 第1節 市民

#### 1 市民の権利と責務

市民は、市政に関する情報を知ることや、**市民自治**の担い手として、政策の形成、執行及び評価の過程に参画する権利があります。

市民は、自らの責任と役割に基づき、公共の福祉、次世代への影響に配慮した自主的な活動を行うとともに、その意思に基づき、市政への参画を通して**市民自治**の確立に取り組みます。

市民は、市政への参画・協働に当たっては、総合的視点に立ち、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

#### 2 事業者等の権利と責務（三鷹市の例）

事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利があります。

事業者等は、法令及び条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければなりません。

### 第3節 市長等

#### 1 市長等の役割及び責務

市長は、**市民福祉**の増進を図るため、この条例に基づいて**市民自治**を推進するとともに、公正かつ誠実に自治を運営しなければなりません。

市長は、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、**市民満足度**の向上に努めなければなりません。

#### 2 職員の責務

職員は、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民とともに**市民自治**を推進しなければなりません。

## 第3章 市政運営

### 第1節 市政運営の基本原則

#### 1 市政運営

市は、健全で持続可能な市政を実現し、もって、**市民福祉**の増進を図るため、次に掲げる事項を基本として、市政運営を行います。

市民が広く市政に参画できる機会の確保に努め、市民の意思を市政に反映させること

。市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。

市民に信頼される市政運営を進めるため、公正性の確保及び透明性の向上を図ることにより、市民の権利利益の保護を図ること。

施策、事業等について、効率的かつ効果的に行い、その立案、実施及び評価の各段階において、市民に分かりやすく説明すること。

#### 2 財政運営

市長は、行政サービスを受ける市民の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化が図られるよう、適切な財政政策を進めます。

市長は、予算、決算その他の財政に関する事項を公表し、市民に分かり易い方法により説明します。

### 第2節 参画と協働のしくみ

#### 1 情報の提供等

市は、「新潟市情報公開条例」で定めるところにより、市政に関する情報を適正に開示し、市民の知る権利を保障するとともに、公正で透明な市政の実現を図ります。

市は、市民が初期の段階から市政に参画し、協働することができるよう、各施策の立案段階や政策形成過程の情報を積極的に提供するなど、市民との情報共有の効果的な推進を図ります。

#### 2 附属機関の運営

市は、附属機関の会議を原則として公開し、また附属機関の委員の一部を**市民**からの公募により行なうなど、開かれた市政運営を推進します。

### 3 市民意見の提出手続き

市は、政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進するため、市の重要な政策の立案等に当たっては、事前に内容その他必要な情報を市民に公表し、市民からの意見を求めます。

### 5 協働の推進

市は、市民との協働を推進するため、必要な情報の収集・提供、交流の支援、相談、研修機会の提供を行う場と機会の確保に努めます。

市は、協働の推進に当たっては、市民の自発的な活動を支援するよう努めます。ただし、市の支援は、市民の自主性・自立性を損なうものであってはなりません。

## 第3節 信頼性・公正性・効率性確保のしくみ

### 1 法令遵守及び倫理の保持

市は、「新潟市における法令遵守の推進等に関する条例」で定めるところにより、職員の職務にかかる法令遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保することで、市民の負託に応え、信頼される市政を確立し、市民の利益を保護します。

### 3 市民の権利利益の保護

市は、市民の権利利益の保護を図るため、市政に関する市民からの相談、意見、要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応します。

市は、市政に対する市民からの相談等に対する市の対応について、公正かつ中立的な立場から評価を行うための第三者機関の設置その他の不利益救済の仕組み等を整備するよう努めます。

### 4 行政評価等

市は、市政運営を効率的かつ効果的に行うとともに、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たすため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表します。

## 第4章 区における住民自治

### 第1節 区における行政運営

市長は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、**市民参画**の下で、区における総合的な計画を策定し、実施します。

区役所は、**市民**に身近な行政サービスを提供し、自立した地域社会を築くため、以下の役割を担います。

地域のまちづくりの拠点として、地域の課題を発見し、迅速、的確な解決を図ること。

**市民協働**の拠点として、自主的・自立的な地域活動や非営利活動を支援すること。

**市民**に必要な公共サービスを効果的、効率的かつ総合的に提供すること。

### 第2節 地域協働の推進

#### 1 地域住民及び地域コミュニティの役割

**地域住民**（一定の区域内に住所を有する人，その区域内で働き，若しくは学ぶ人又はその区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）は，地域自治の担い手であることを認識し，これを守り育てるよう努めます。

**地域住民**は，**地域コミュニティ**（地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体，組織及び集団をいいます。）が，地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う場合には，自らその活動に参加し，又は支援するよう努めます。

#### 3 区自治協議会の役割

区自治協議会は，「新潟市区自治協議会条例」で定めるところにより，地域課題に取り組む**地域住民**と市との協働の要としての機能を担います。